

# 日火連短信

令和 8 年 6 月 2 日 第 240 号

〒106-0041  
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F  
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
専務理事 大岩 伸夫  
TEL 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : [nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp](mailto:nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp)  
[info@nikkaren.jp](mailto:info@nikkaren.jp)

経済産業省より、6月1日付で火薬類取締法施行規則の一部を改正するとともに、火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用についてを廃止し、新たに制定した旨の連絡がありました。

火薬庫における軽微な変更の工事の追加、保安検査の基準日の見直し等、火薬類販売業者にとって関係の深い内容が多いことから、会員各位にご覧頂くようお願い致します。

具体的な内容については、別添4を参照願います。

令和8年6月1日

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

産業保安行政につきまして、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、火薬類取締法施行規則の一部を改正するとともに、火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用についてを廃止し、新たに制定しましたのでお知らせします。

## 1. 概要

第18回火薬小委員会の審議を踏まえ、火薬類取締法施行規則（以下「施行規則」とする。）において認められている軽微な変更の工事について、保安上支障のない工事等であることが確認できるものを追加するとともに、「令和7年の地方からの提案等に関する対処方針」（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、施行規則に規定されている保安検査の実施時期について、前回の保安検査の日から1年（土堤等は3年）を経過した日を基準日とし、その前後1ヶ月以内に保安検査を受け、又は自ら行った場合には、基準日に受けたとみなすための措置等を講ずるため、施行規則の一部を改正しました。

加えて、施行規則の改正に伴い、火薬類取締法施行規則関係例示基準の改正が必要となることから、火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（20210215保局第1号）を廃止し、新たに火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用についてを制定しました。

## 2. スケジュール

令和8年6月1日 公布・施行

## 3. 関連 URL

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2026/06/20260601.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2026/06/20260601.html)

貴会におかれましては、適宜会員の皆様に御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。